



連載

## 法廷における手錠腰縄問題、正面からの即時見直しを

### 第3回

#### 元検察官から見た被告人の手錠腰縄

法廷内手錠腰縄問題に関するプロジェクトチーム委員 新倉 明

1 司法試験合格後、初めて裁判傍聴をした。法廷に手錠をかけられた男が入ってきた。それを見た瞬間、ドキッと、ショックであった。

検察修習で、修習生に身柄事件が配てんされた。手錠をかけられた被疑者が修習生室に入ってきた。みんな緊張し、部屋の空気は張り詰めた。しかし、手錠をされた被疑者の姿を見て、ショックはなかった。

検察官となり、初めて身柄事件が配てんされ、緊張した。それは、弁解録取等の手続を間違えないかであった。被疑者の手錠姿を見ても、当たり前になっていた。

昭和57年4月、大阪に来た。公判では、手錠姿の被告人が当たり前であった。天満警察署から裁判所の間を手錠をかけられた被疑者が警察官に付き添われて歩いている姿を見ることもあった。まだ、手錠がそのまま見えていた。その後、大阪府警は、被疑者に手錠をかけた後、手錠を隠すカバーをするようになった。

このころ、岸和田で、拘置支所から裁判所までの間、被疑者が被告人を手錠をかけて歩かせて押送したことがマスコミに取り上げられ問題とされた。

2 検察官が被疑者を逮捕すると、手錠をかけて拘置所に引き継ぐ。それまでは検察官が被疑者の逃亡等について責任を持つ。拘置所に引き継いだ後は、拘置所職員の責任となる。

3 罪を認め、従順になっている被疑者、被告人なのに、手錠をかける必要があるのか。

そのような被疑者、被告人だからと手錠等をかけずにいて、逃走等されても、国民が許してくれるのか、戒護を担当する職員の責任となるであろう。どんな被疑者、被告人であろうと、誰が、100%逃げない等と断言できるのか、誰も断言できない。だからどのような被

疑者、被告人でも手錠をかけるのだ。これが戒護側の理屈である。

4 被告人の戒護は、拘置所職員の責務である。裁判長は、訴訟指揮権に基づき、拘置所職員に対し、被告人の手錠等の解除を指示する。

検察官は、何ができるのか。検察官は、拘置所職員に対し、護送や釈放を指揮することができるが、戒護のやり方について、指揮や指示をすることはできない。

検察官ができるのは、検察庁法4条に基づき、「裁判所の権限に属する…事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に…意見を述べ」ることができるだけである。どのような意見を述べるのか。検察官は、拘置所職員が、裁判所に意見が十分に述べられない場合に、拘置所の代弁者として意見を述べることになるろう。

5 勾留された被告人が、裁判を受ける際、裁判官や傍聴人、特に家族に手錠等された姿を見られたくないという気持ちは分かるし、尊重されるべきだと思う。

そのためには、「逃げる等されたときに誰が責任を取るのか」という戒護側の理屈に風穴を開ける必要がある。

現在でも、開廷中は、手錠等を外しているのだから、逃走等のおそれがあるとの理由で手錠等を外せないという理屈は引っ込んでいる。すでに風穴は開いている。それなら、開廷前及び閉廷後にも手錠等がない状態を少し延すように風穴を少し広げることができるのではないのか。法廷の一角にパーティションを置き、裁判官からも傍聴人からも見えない場所を設け、そこで被告人の手錠等を外したり、かけたりすれば、予算もとらず可能なのではないのか。ゆくゆくは、法廷の前室を作り、そこで手錠等を外したりかけたりして、手錠等のない姿で被告人を法廷に護送するようにすればいいのではないかと思う。